



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

始





法隆寺大鏡第四十七集挿圖解説

第一―第四、御物 金銅四十八體佛

其卅二 總高一尺二寸  
其卅三 總高一尺二寸五分  
其卅四 高一尺二寸五分  
其卅五 總高一尺二寸六分

其卅二は觀世音菩薩と稱すべきか、之を明かにし難きを遺憾とす、形相莊嚴に著しき特色無けれども、珠條の制、多く見ざる所にして其の双肩より長く垂れたる者は、殆ど連珠形を爲し、其の類を絶すと謂ふべし、裳の袂流暢にして、捻り氣味の姿態と能く調和し、すべて手法の純熟を示せり、其卅三は觀世音菩薩なるべし、力ある軀幹、強みある面貌は、頭飾の大、天衣及裳の線を小刻みにせる線と相俟つて、益々重厚の感を深からしむ、其卅四其卅五も亦觀世音と見るの外なかるべし、一は發達せる自然美により、一は剛細く手足の比較的大なるものなり、自然美のものは慈悲相に満み、比例の當度を逸したるものは眉目甚だ爽明なり、前なるは裝飾品より衣紋に至る迄整美を旨とし、後なるは體軀の纖弱なるに相當すべく、珠條の配りにも注意して、花香に造られたり、光背の徑、身長の二分一に近き大さを有するは何れも同じくして、一は光心を偏せしめて單身の意味に副はんとし、一は空漏を繁くして其重さを減せんと計れり、其の光心八葉の蓮花よりも、寧ろ尖角を削げる花形をとれるは、また姿態の優婉なるに叶へりと云ふべし、之に反して蓮座の徑は殆ど光背と相若けるをとり、全身を支へて頗る安定の感を與へしむ、以上四軀のみを比較するに、形相莊嚴に著しき特徴なしと雖

も、決して徒に類似のみを事とせず、其間に各自各様の特色を帯び、裝飾の如きもまた無意味に之を配せざる、古人の用意の周密にして標威あるを知るに足らむ、

第五―第七、大講堂

九四四面  
正面長百一尺五寸八分  
側面長五十四尺二寸八分  
大棟高四十八尺  
大棟長百四尺

講堂は其の名の如く佛乘を講説する所にして、最初は別に堂宇を設けず、一堂内に在りて本尊を背にして其の座を定め講説に従事したりしが、後分れて二となり、前なるは金堂として本尊のみを安置し、後なるは則ち講堂として其の用を營むに至れるなり、本寺の講堂、今は中門を潜ぐれば眞正面に之を仰がると雖も、此處もと北室建築の在りし所にして、當堂は之に近邁し其の東方に偏して建てられ、恰も金堂の背後に當る所に存せしこと、古今目錄抄の文に據りて推知すべく、即ち講堂としての最初の意義を明かにする地位を占めたりと謂ふべし、去れど其の創立年代に至りては天平十九年の寶財帳にも著録せられず、殆ど探ぬべきなし、唯目錄抄には大講堂者昔堂焼失故其時別當觀理僧都北京法性寺或云普明寺云寺當寺庄以近江庄替請彼寺所造此寺也別當云聖人建立猶在此佈何況於凡夫所造哉故引去遺置北室跡即堂分濟也と記し、兎に角古建築の存在せしが同抄及別當記に傳ふる如く、醍醐天皇の延長三年雷火の災に罹りて北室と共に焼失せしを以て、程經て一條天皇の正暦元年其の再興を企て、本寺の所鎮近江庄の地を普明寺の建築と取替へ、舊地は再度の祟り



書剽寺大鑑卷四十一 集附圖部

（以下は非常に小さい文字で書かれた、ほとんど読み取れない文字列が並ぶ）

（以下は非常に小さい文字で書かれた、ほとんど読み取れない文字列が並ぶ）

あらんことを慮れ、同時に焼失せる北室の遺地に就いて、其の工を起すに至れり、竣功は或は正暦元年と云ひ或は明くる二年と云ふ、何れとするも一年違ひにて大差なければ正暦頃として可なり、其後別當記の録する所に従へば、久安二年十一月二日始講堂被修理之、行事永福寺家行事慶世等、如新作修理之果、同三年春丹白土等皆塗之已畢とあり、如新作修理之とは、改築とも考へらるべき大修理の謂か、或は丹白土等も新に塗れるよりして、面目一新殆ど新築と同様なりとの謂か、文義に兩様の解釋を下さるべしと雖も、現在建築の骨子よりすれば、正暦久安間即ち藤原時代の様式を示せるを以て、當時よりしてこの大建築は中門の真正面に巖然として聳聳せるを知るに足る、是より世々多少の修理を経て局部の改造をも施されたること、別當記以下の古記録及び、親しく實地に就いて各部の様式を検すれば略々之を明らかにするを得べし、以下年を逐ふて之を説かんと、別當記は久安年度の大工事以後、建永元年丙寅講堂板敷戸外立成畢と云ひ、次で貞應二年講堂板敷取被捨て床に成畢と云へり、もと堂内一面板敷なりし事も、之を取捨て床となせし事も、斯く迄年代を指して判然せるは喜ぶべし、次で嘉暦四年三月には堂前なる石の階段成り、文和三年五月には佛壇のハタの板造られ、延文元年の夏には正面一間の欄間格子造立せること、皆同書に依りて明らかならかくて延文三年五月廿九日には佛壇の後壁なる柱三本、腐朽せるを根繼せる時、もと一間の壁なりしを左右に各一間宛を加へて三間とせること見ゆ、現在の制は即ち此様式を傳へしものなり、此後の工事に就いては詳細の記録を缺けりと雖も、屋蓋の西南隅なる降り棟

の鬼瓦に應永十二年云々の銘あるものあれば、其屋蓋修理に着手せしを證するのみならず、第二圖に挙げたる如く、堂の内部、天井に近き細部には著しく室町時代初期の手法を存するあり、又第一圖及び第三圖の下段に掲げたる軒下粗物の寫真に據れば、三斗を別として、單斗を支ふる斗束の長方形を爲さず、左右脚下に開きて撥形を爲せるもの、或は兩側に三角形の木片を配して、不等邊の四角形を爲せるもの、如きは、これ應永頃の手法なれば、堂の内外全體に亘れる大規模の修理工事ありしを思はしむるなり、堂内に在りても現今の香狭間付勾欄を装へる佛壇は全く桃山末期より江戸時代の初に行はれたる様式に係り、大棟の鳥爰に其の頃修造の銘文あるを併せ考ふるに、豊臣秀頼が社寺の再興事業を起せし時、本堂もまた其の修理の功に負へるものありしを知るべし、其の他古今一陽集には中古堂西有壹間庇、元祿年中四面伽藍修造之時、改造庇屋根爲一棟と云ひ、桂昌院が本願に係れる手入もありしなり、尙佛壇後壁の蓮花に日月の繪も、第二圖に現はなる如く、また元祿頃の裝飾に係れるならむ、造立の久しき風警雨慮に堪へて今日に及べるは、偏に時々修理の功に依つもの多しと雖も、鎌倉時代に於て顯真が目録抄に、此堂者六間四面、南面戸六本北面戸二本也、又新後戸一本、左右妻戸各一本也と云ひ、其細部を叙して此堂在組入天井、在壁利、有虹梁上と云へるに觀れば、現今の堂宇は九間四面にして、既に其の大きさを異にし、組入天井などの大體に於て、其の様式を損せざるを知るのみ、其の六字は或は九字の誤寫に係れるか、或は其の後の擴張に由れるか、一考を要す、兎も角形式として云へば現在の堂宇



大講堂の四隅に立てる四天王像は、前に云へる如く、古今目録抄に著録せるものに係れり、其の等身に餘る大さより見るも、將た本尊樂師三尊との作風より考ふるも、本尊と時を同うして、本堂に恰好なる大さに造り上げられたること疑なきのみならず、本寺の講堂には一々其の鎮護たるべき四天王を有するを以て、其の入れ違ひ或は假安置等の事由あるべき著なれば、風に本堂と共に存在せしを信ずるに餘りあり、本堂の現建築の骨子となれるものは、別當記目録

は單層入母屋造にして本瓦葺、材は凡て丹塗にして木口に黄土を塗れり、これまた舊様を傳へしと解すべきか、堂内には目録抄に擧ぐる如く、金色樂師丈六并金色仕者即ち樂師三尊と、四天王像の存すること、今も依然として變更せず、唯其の堂宇再興當初のものたるか否やは、一陽集にも疑を存せり、なほ頗眞は夢殿觀音を摸索して造れる救世觀音像あるを説き、寶頭盧尊者の安置せられたるを録すれども、觀音像は一陽集に元文の頃まで存せしを擧ぐるのみにて、今は否として其の消息を知ること能はず、寶頭盧尊者は其の頃既に形跡を見るなしと謂はる、堂宇の保存、佛體の護持に、代々懈怠なきが如くにして、然も後世に及びて其の變轉を來すこと斯の如きあり、其の道に當る者心せずして可ならむや、

第八―第十五、大講堂 木彫着色四天王像

- 持國天王 高六尺五寸八分 長一尺四寸
- 廣目天王 高六尺四寸二分 長一尺四寸五分
- 增長天王 高六尺四寸三分 長一尺四寸四分
- 多聞天王 高六尺四寸 長一尺四寸

大講堂の四隅に立てる四天王像は、前に云へる如く、古今目録抄に著録せるものに係れり、其の等身に餘る大さより見るも、將た本尊樂師三尊との作風より考ふるも、本尊と時を同うして、本堂に恰好なる大さに造り上げられたること疑なきのみならず、本寺の講堂には一々其の鎮護たるべき四天王を有するを以て、其の入れ違ひ或は假安置等の事由あるべき著なれば、風に本堂と共に存在せしを信ずるに餘りあり、本堂の現建築の骨子となれるものは、別當記目録

抄の指示する如く、正暦年度か久安年度かに歸せざるを得ず、兎に角藤原時代の末葉を降らざること的確なれば、記録の上を辿りても、本像の藤原時代のものたるを否むべからず、之を形相より見れば、寶持の低くして清し氣味に出来上れる、玉眼未だ使用せられずして、瞳の見下ろしがちなる、靜的狀態に惹かれ易き成なき能はず、其の動作の姿態もまた凜然たる神將の威風を仰がしむるよりは、寧ろ濃厚なる善神の節を思はしむるものあり、刀を遺ること淺くして髮紋を作ること少く、其の線の極て緩くして活動の致を避けんと努めたる、皆其の謹嚴の成を現はさんが爲にして、奔放自在の手法に威武の奮躍を象徴すること無し、斯の如きは最も善く藤原末葉の一般思想と其の造形美術の本色を窺ふべきものにして、目録抄の著録以前、正暦久安の際に成れること疑ふべからず、實に大講堂の面目一新すると共に、本像の造立に及べるを知るべし、講堂に後世の補修ある如く、本像の散火燭輪光、左右に懸張せる天衣、其の他權座等は皆像の全きを期して補作せるものなり、

第十六―綱封藏 自心印陀羅尼

本集第四十五集に百萬小塔並に其の中に藏せる版本陀羅尼に就きての解説にも述べたる如く此等の陀羅尼は全部銅版と覺しき摺本のみならず、現存せる者によりて調査すれば、中に肉筆の書寫に成れるもの三卷あり、其の二卷は自心印陀羅尼にして、宛然當時の寫經手の書風を帯び、每卷裏面末尾に寫生の名あり、其の一には

大湯坐千國



大湯坐千圓の名は正倉院文書寶龜四年十月二十九日の奉寫  
一切經所解大日本古書三頁の寫生交名に見え  
大湯坐千圓 廿五卷 用紙二百冊張  
とあるに併せ考ふれば、この陀羅尼の更に珍なるを思はしむるもの  
あるべし、今圖して現はせるもの即是なり、また他の一卷には  
八月卅日 口尼  
とあり、残れる一卷は相輪陀羅尼にして  
廿五日 吉万呂  
とあり、造塔奉納の事、勅願に係るを以て、形式の統一を尙べるもの、  
斯る署名の内筆陀羅尼を存するは、頗る興味ある問題と云ふ  
べし。

第十七 網封藏 錫杖

寶塔形長五尺三寸  
寶塔形長五尺  
水瓶形長五尺三寸五分

錫杖の形を傳へて古きは、支那龍門窟の阿羅漢像が手にせるもの  
にして、これと略々同形なるもの我が越中國立山の蓮峰中、聳立千  
尺、人跡絶無の頂に於て發見せられたり、是に由りて觀れば、其形  
狀後世の如く變化に富まず、輪形を爲せる一曲線より成れること、  
本圖に現はせるものと同一なり、其の形狀は簡なりと雖も、其の美  
は損せられずと謂ふべし、この美なる曲線を支持する中心の杖頭は  
水瓶形を爲せるものあり、圖に見る如く或は寶塔形を爲せるものあ  
り、或は曲線の端左右に鼓れて、各水瓶を蔽くものあり、其尺度を  
示すに當りて、姑く寶塔形と云ひ水瓶形と云へるも、亦この中心杖

頭の形に從ひて、其名を分つに便せるのみ、此の形制既に古代のも  
のたること、前に云へる龍門窟若くは立山遺存品と同じきよりして  
明らかれば、遅くとも奈良朝時代を降らざる作品なるべく、恐く  
本寺を除いて他に類品だも有する寺院これ無かるべきを信ず、金堂  
日記を案するに、大錫杖堂杖本相とあるもの間浦房施入として、藤  
原時代より代々傳傳せるものを載せ、又同記保元三年三月の交替日  
録に、前記大錫杖と併せて、錫杖杖各在鐵柄、五尺と注し、爾  
來代々の目録に收録せらるゝものあり、果して其の何れに相當する  
やを知らずと雖も、本號收むる所の者は鐵柄を有し、長略々五尺に  
近く、其の時代固より藤原期以前に在るを以て、其の二杖は則ち注  
記に係れるものたるを疑ふべからず、形制の奇古にして、作風の塵  
揚なる考古の資料として必要なるは勿論、實に本寺の重寶として傳  
來せられたる所以の淺からざるを窺ふに足るべし。

第十九 網封藏 黒漆螺鈿卓

高二尺六寸四分  
幅四尺四寸  
奥一尺八寸

其の製作年代及傳來に就きては、何等考ふべき資料を有せず、鎌倉  
時代以降、弘く行はれたる黒漆を塗り、螺鈿を装せるものなり、螺  
鈿は處々剥脱せりと雖も、木の葉螺形の尙ほ辨せられ、外觀の朴素  
なるに比して、優婉の成人を動かすものあり、此種の形式に依れる  
もの、中本堂と東大寺の藏品とは、其の最も大なるものなり。

大湯坐千圓の寫生交名に見え  
大湯坐千圓 廿五卷 用紙二百冊張  
とあるに併せ考ふれば、この陀羅尼の更に珍なるを思はしむるもの  
あるべし、今圖して現はせるもの即是なり、また他の一卷には  
八月卅日 口尼  
とあり、残れる一卷は相輪陀羅尼にして  
廿五日 吉万呂  
とあり、造塔奉納の事、勅願に係るを以て、形式の統一を尙べるもの、  
斯る署名の内筆陀羅尼を存するは、頗る興味ある問題と云ふ  
べし。













阿彌陀佛

阿彌陀佛 像 八十四卷 附圖





佛國圖志

佛國圖志 佛國八十四圖全 佛國



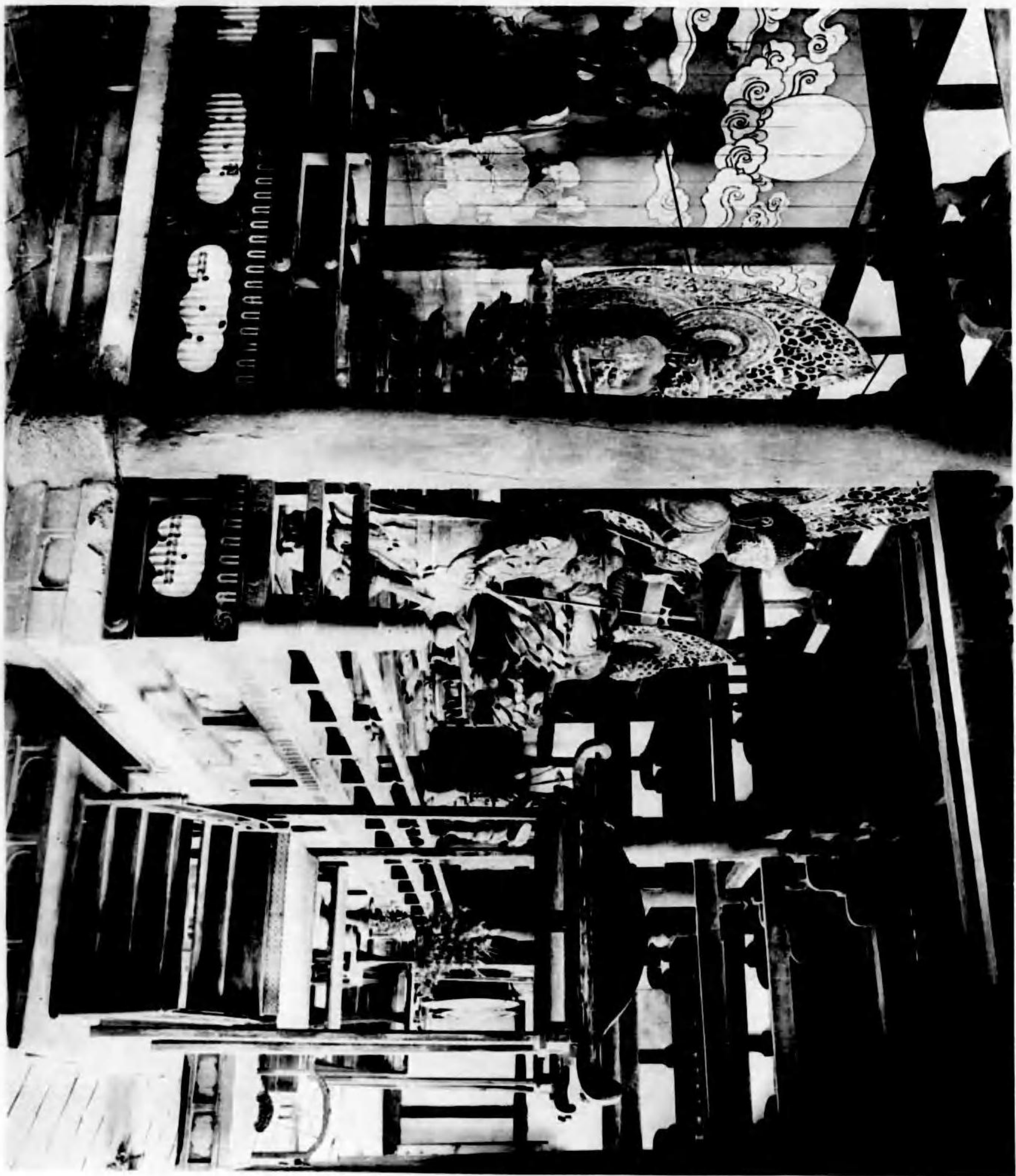


Y. M. S. S.

Y. M. S. S.

1911-12

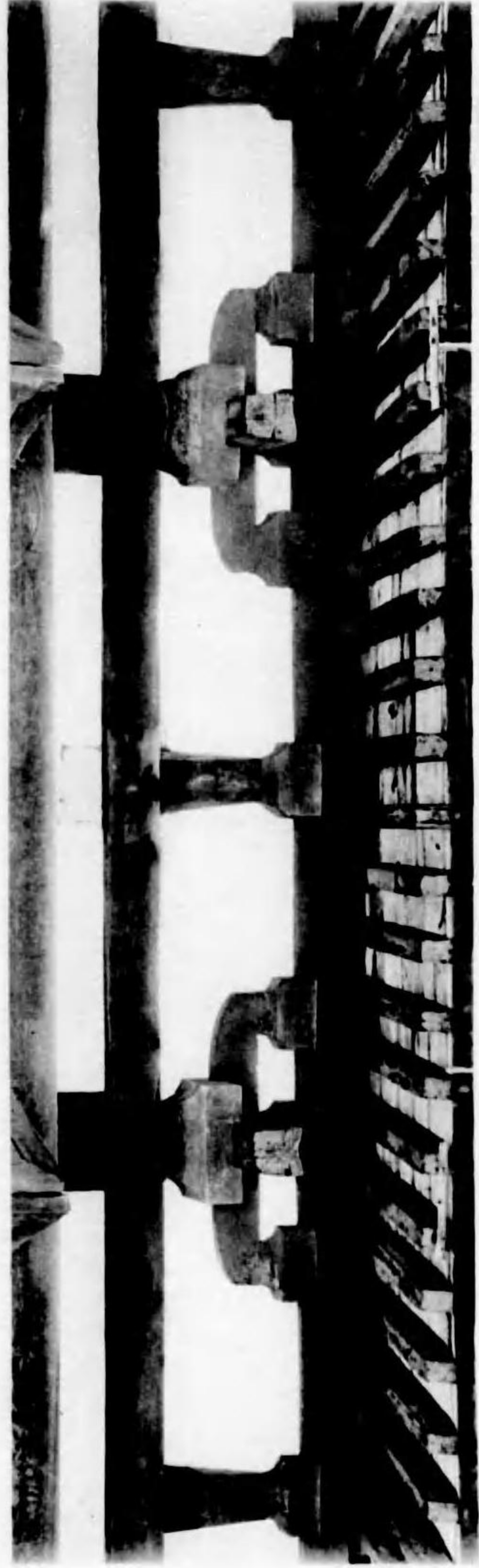




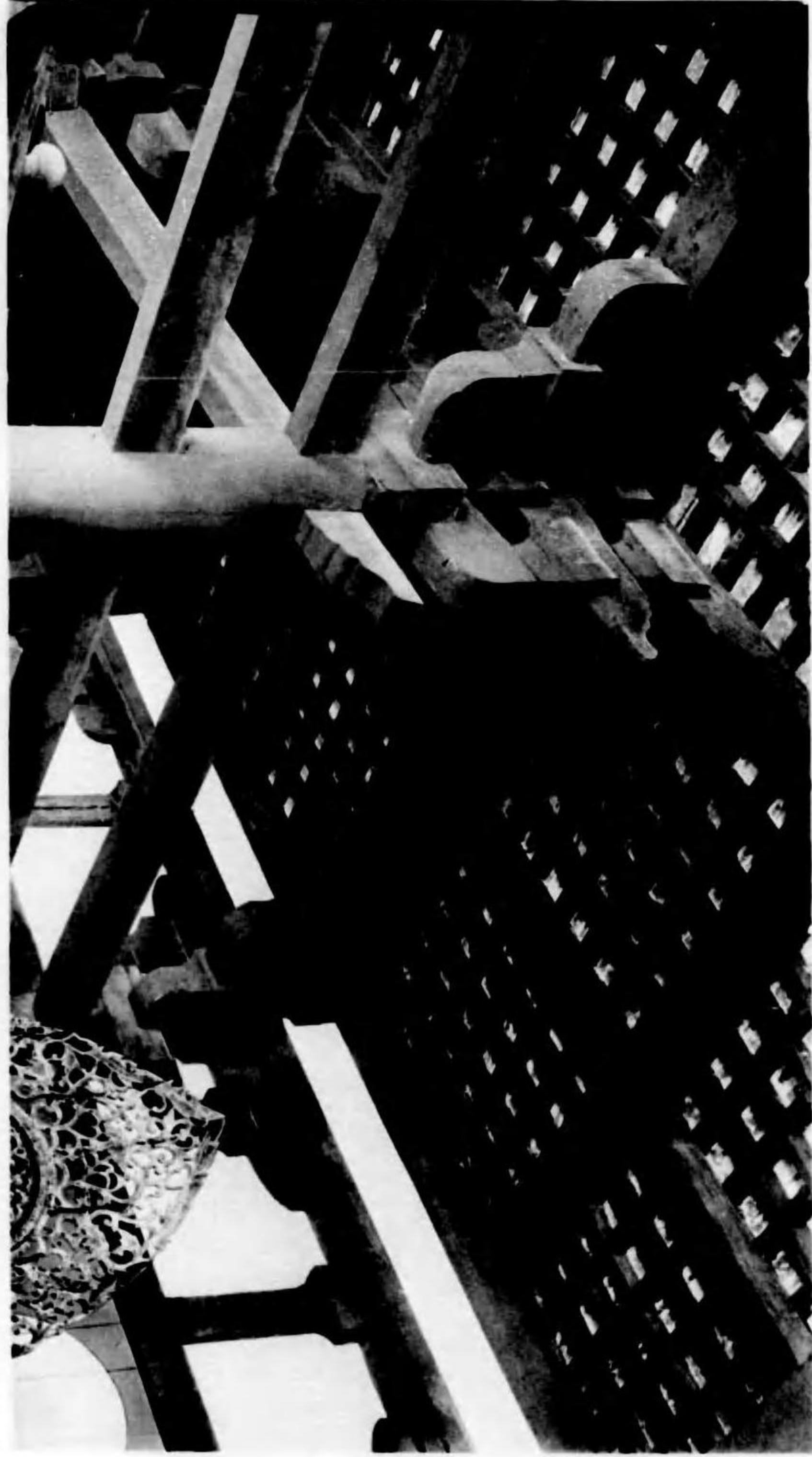
大正十一年

大正十一年





竹園の門



竹園の門

竹園の門





大菩薩像 大日如來佛 大菩薩像

大菩薩像





大正十三年

大正十三年 大正十三年 大正十三年





大正十一年

大正十一年 佛光大學 藏書





大德堂

大德堂 木彫五色天玉像 二日天





天長寺藏

天長寺藏 像玉天四色若那本 尊諸天





大正十一年

大正十一年 大正十一年 大正十一年 大正十一年





阿彌陀佛

天竺多聞像于天四色石彫木 全高六





大智度論卷六十四

大智度論卷六十四



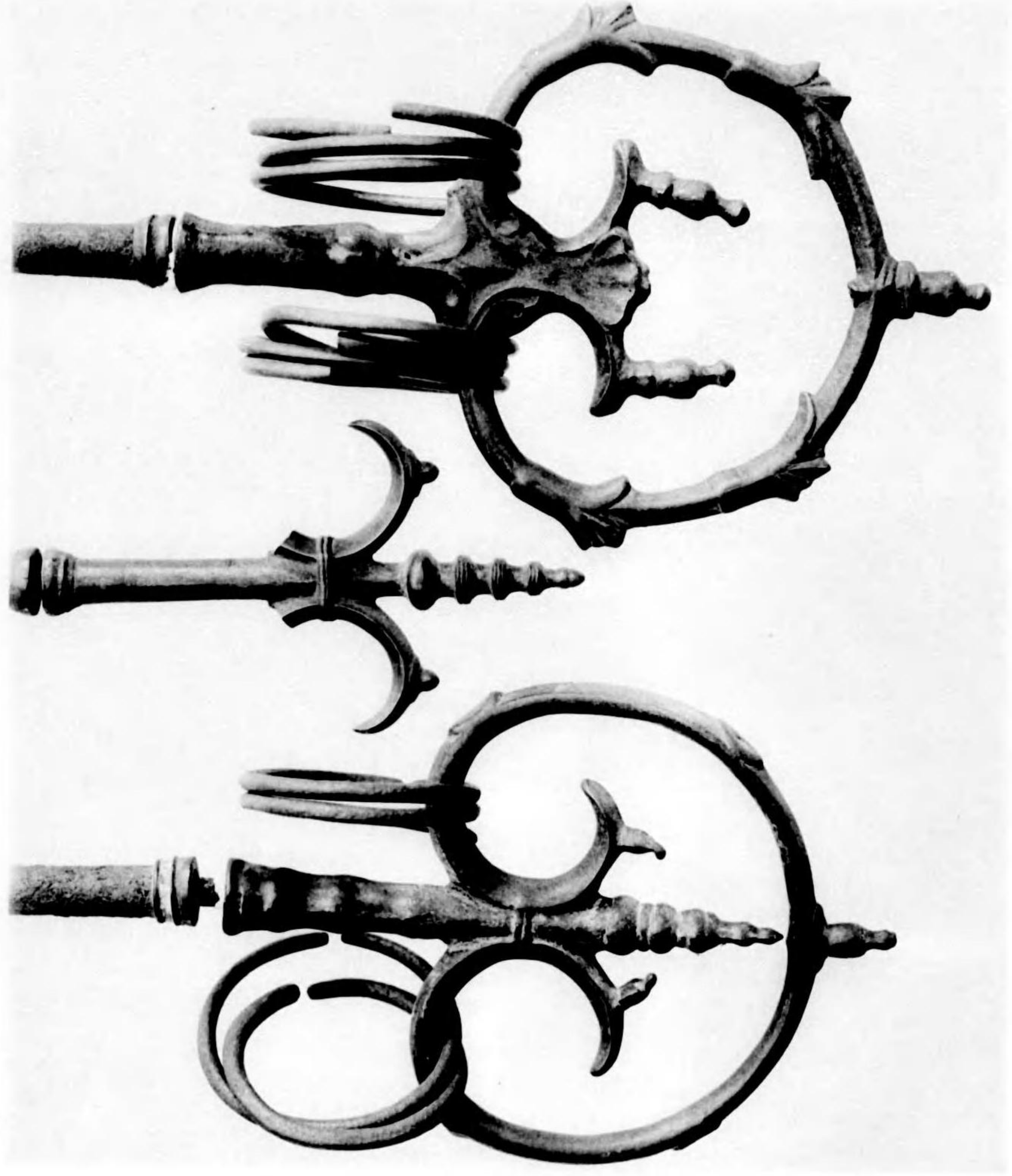
大馬星古詞

此堂地  
觀奇觀  
藥石不  
成達尼  
二但地  
塞託象  
難破軍  
崖法塞  
一十中  
六軍等  
胸味泥  
播波眺  
所引訶

此堂地  
觀奇觀  
藥石不  
成達尼  
二但地  
塞託象  
難破軍  
崖法塞  
一十中  
六軍等  
胸味泥  
播波眺  
所引訶

大馬星古詞



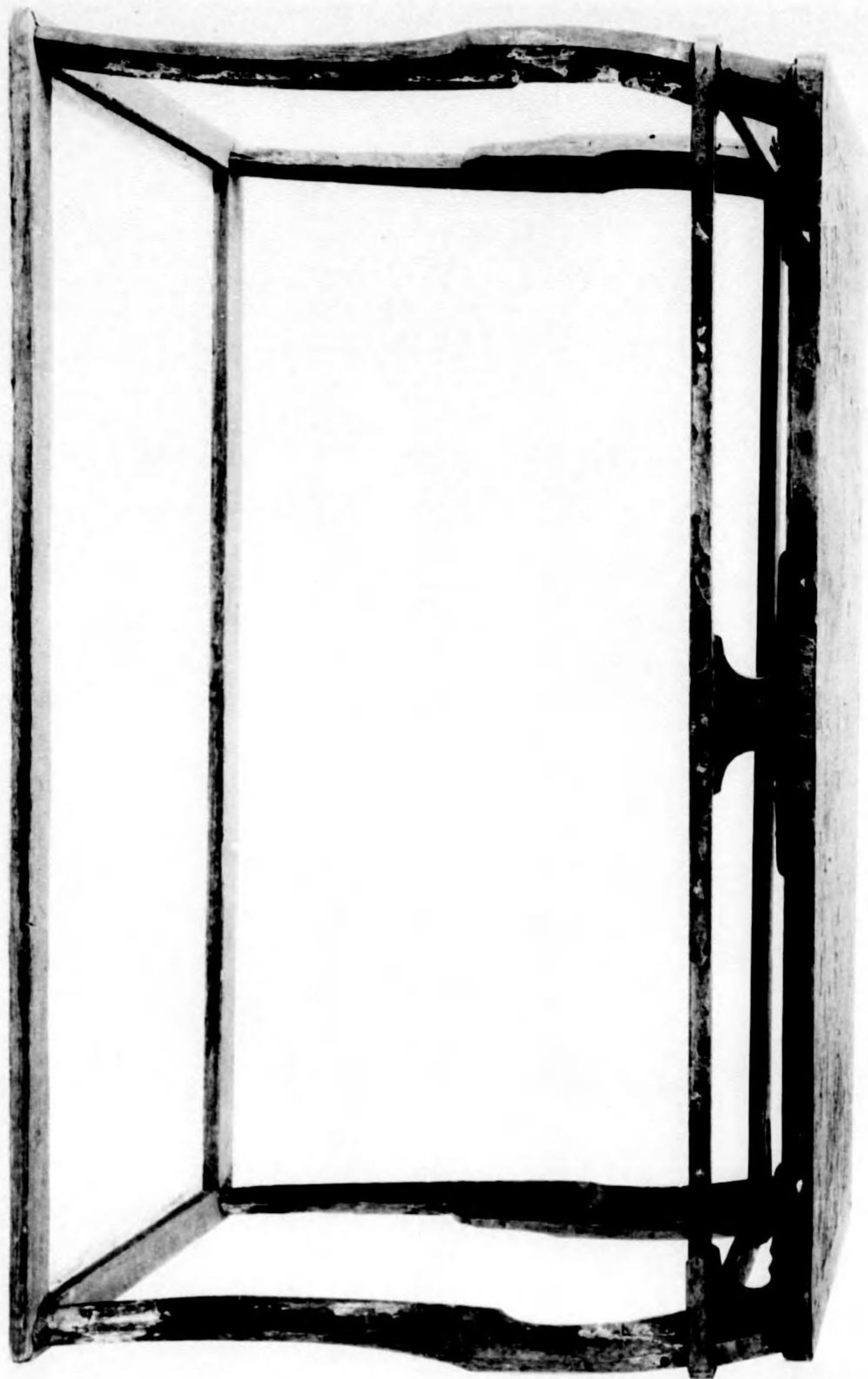


銅器三件

國立中央研究院  
歷史語言研究所

00111





大和集卷五



大正六年九月廿七日印刷  
大正六年九月三十日發行

大和國法隆寺藏版  
東京美術學校編輯

發行者 白石村治  
東京市下谷區上根岸町百廿二番地  
印刷者 武田勝之助  
東京市下谷區中根岸町六十八番地  
印刷所 墨彩堂  
東京市下谷區中根岸町六十八番地



終

